

令和2年5月29日

杉並区議会議長

井口 かつ子 様

議会改革特別委員会

委員長 今井 ひろし

議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 令和2年3月3日

(1) 所管事項調査

ア 議会基本条例について

令和元年12月5日、24日、令和2年1月20日、31日に開催した「議会基本条例に関する部会」において検討した、第6条及び9条から24条の条文修正及び解説文作成の検討内容について、委員長から報告を行った。

報告を受けた後、第9条から第11条及び第13条から第18条については、以下のとおり記載することを決定し、第6条、第12条については引き続き検討とすることとした。

第9条（会議の公開）

解説文について「秘密会」の記載を加えること、会議が原則公開であることを前提とした文章構成に修正した。また、委任規定については、最後に条建てし、各条文からは削除することとしたため、条文の第2項及び解説文の一部を削除した。

第10条（広報活動の充実）

条文は、「議会は、区民が議会に関心を持ち、また理解を深めることができるよう…」という表記に改める形で修正した。解説文は、ポスター掲示による定例会等の周知について書き加えたほか、文章表記の調整を行った。

第11条（区民意見の反映）

解説文について第1項の解説部分で、「意見を把握する機会の一つと捉え」に修正

したほか、文章表記の調整を行った。

第12条（区長等との関係）

区議会と区長等の関係性をあらわす図について、二者の関係性に修正した。第8条（区民との関係）で記載する、区議会と区民の関係性をあらわす図と共通のものにするか、再考する。

第13条（議決）

解説文について、区民が理解しやすいよう文章表記の調整を行った。

第14条（執行機関の人事）

もとの条文案では、根拠法令を記載していたが、これを削除し、解説に記載した。解説については、人権擁護委員候補者の推薦、名誉区民についての議会同意の記載を削除した。

第15条（調査及び説明要求）について

条文については、シンプルな文体に修正した。解説文は、パブリックコメントについての説明もあわせて記載した。

第16条（定例会）

定例会の開催月及び終了月について、条文からは削除し、解説文に記載した。解説には、定例会の流れについても参考として記載した。

第17条（臨時会）について

条文は、議長または議員からの招集請求に区長が応じない場合の招集権について、第3項として追記した。法令文としてこのような書き方が許容されるのかどうか、政策法務担当に確認する必要がある。解説文は、条文第3項の内容について追記した。

第18条（本会議）について

議長及び副議長の選出については、第6条（議長の役割）の中で記載すべきか検討すること、説明員の出席要求については、会議規則での規定があるため基本条例からは削除することを確認した。

この条には、本会議は「議決」を行う場であること、全議員によって構成される会議であることの2点を記載することとし、団体意思及び機関意思の議決は、解説で説明する形で合意した。第2項の委任規定は、削除することとした。

ただし、議長・副議長の選出についての記載は、第6条（議長の役割）に移行するかどうか、引き続き検討することとした。

2 令和2年5月14日

(1) 所管事項調査

ア 議会基本条例について

令和2年3月3日、23日、5月11日に開催した「議会基本条例に関する部会」において検討した、第6条、8条、16条から30条の条文修正及び解説文作成の検討内容について、委員長から報告を行った。

報告を受けた後、第6条、16条から24条、28条、30条については、以下のとおり記載することを決定し、第8条、第25条から第27条、29条については引き続き検討とすることとした。

第6条（議長及び副議長）

検討の結果、条文見出しを（議長及び副議長）と修正した。議長及び副議長選挙について条文第1項を修正し、解説文に追記した。また、副議長の職務代行については、条文第4項及び解説文に追記した。

第8条（区民との関係）

解説文の議会と区民の関係性を表す図について、引き続き検討とすることとした。

第16条（定例会）

解説文中の「定例会の流れ」について、文言の修正をした。

第17条（臨時会）

解説文について文言の修正をした。

第18条（本会議）

条文の主語について、修正した。また、以前に「杉並区」又は「区」の表記がある場合は、『以下、「区という。』』と規定することとした。

条の構成変更について

もとの第19条（一般質問）、第20条（代表質問）は、当初、個別に条建てしていたが、1つの条にまとめ、第23条に移し、条文見出しを（質問・質疑及び討論）とすることとした。それに伴い、もとの21条から24条を2つずつ前に、もとの25条以降は、1つずつ前に詰めることとした。

第19条（委員会の活動）

条文第2項の「1日1委員会」の表現を修正し、「分科会、連合審査会について」と「委員長の選出・役割・代行について」第4項から第7項までを追記した。また、解説文にも同内容について記載した。

第20条（常任委員会）

委任規程の第2項を削除した。また、解説文に「各常任委員会の所掌事項」等を

記載した。

第21条（議会運営委員会）

委任規程の第2項を削除した。

第22条（特別委員会）

予算・決算特別委員会について記載していた条文第2項を削除し、第1項に「議決により」という文言を追記した。

第23条（質問・質疑及び討論）

質問・質疑・討論を1つの条に記載し、条文と解説文の表記が揃うように、この順で記載した。

第24条（その他の会議）

条文について、根拠法令である地方自治法を記載した。また、委任規程の第2項を削除した。解説文についても、設置根拠である地方自治法、会議規則を記載した。また、会議体の例示を3つに絞り、記載した。

当初25条から29条としていた第7章「議会の体制」について、

今後の取り扱いにもよるが、25条から27条までを第7章「議員定数及び議員報酬等」と新たに章立てし、残りの28、29条を、第8章「議会の体制」として移行する案も考えられ、引き続き検討する。

第25条（議員定数）、第26条（議員報酬）

条文の表現について、意見が分かれており、該当部分を削除するか、修正するか、条自体が不要との意見も出ており、解説文とともに引き続き検討する。また、委任規程の第2項は削除することとした。

第27条（政務活動費）

条文「説明責任を果たさなければなりません。」の表現についての意見や「議員定数」、「議員報酬」の条と比較するとボリュームがあるとの意見があり、修正案とするか、引き続き検討する。

第28条（議会事務局）

条文第1項に根拠法令を追記し、解説文には事務局の体制について記載する。

第29条（議会の施設）について

条文の議場や委員会室等について、議事堂と表記するか引き続き検討する。

第9章「補則」第30条（委任）

いくつかの条で記載されていた委任規程を削除し、新しく章及び条建てする。